

令和7年度恩納村「アメリカホームステイプログラム」派遣事業実施要領

【1】 恩納村「アメリカホームステイプログラム」派遣事業実施要項により、村内在住の中高校生を中心に募集を行い、被派遣者を決定する。

【2】 応募資格

- (1) 恩納村に住所を有する者（令和7年4月1日現在村に住民登録がされ、引き続き住所を有する者）
- (2) 恩納村内の中学校（恩納村から県内私立・公立中学校に通う者も含む）に在学中であり、原則として**英検3級以上の合格者**とする。（TOEIC等他の試験についても、英検3級以上相当とする。）
- (3) 英語圏での生活経験がなく、家庭等で英語を母国語として使用していない者。
- (4) 将来、大学への進学又は地域・青少年団体等において活発な活動が期待できる者。
- (5) 協調性を有し、主催者の計画に従って規律ある団体生活ができ、心身ともに健康な者。
- (6) 郷土の歴史、文化、芸能、音楽等に関心があり、ある程度の知識を有する者。
- (7) 保護者の同意及び在学中の学校長の推薦が得られる者。
- (8) 世帯員（同居者）に村税等の未納がない者。
- (9) 派遣決定後、指定された期日までに指定様式の健康診断書を提出できる者。
- (10) ESTA（ビザ免除プログラム利用時の電子渡航認証システム）の申請要件を満たす者。
- (11) 派遣により得られた体験を、村内小中学校で発表することができる者。

【3】 「ホームステイプログラム」で学ぶ部門

- (1) 英語学習
実用的英会話の授業（日常的、社交的な英会話等）
- (2) 野外活動
社会見学・文化交換会・レクリエーション・ボランティア活動等
- (3) 余暇活動
土・日曜日にはホストファミリーとの余暇活動



【4】 派遣期間及び派遣場所

令和7年7月下旬から約3週間 アメリカ合衆国西海岸地域

【5】 募集期間

令和7年4月2日(水) ～ 4月21日(月)午後5時まで

※ 土・日・祝日を除く 午前9時～午後5時まで 添付漏れや記載誤りがあり上記期間までに補正を行わなかった場合は失格とします。

【6】 募集人員

原則として次の区分からなる高校生及び中学生の計8人以内

(1) **要保護・準要保護世帯枠【1人】** 次のいずれかに該当する世帯の生徒

- ①現在、生活保護を受給中である世帯
- ②世帯員全員が住民税非課税である世帯
- ③児童扶養手当を受給している世帯
- ④学校教育法の規定による就学援助を受けている世帯

(2) **うんな中学校枠【2人】** 応募資格を満たし、うんな中学校に在籍している生徒

(3) **一般枠【5人】** 上記(1)、(2)に該当しない生徒

ただしうんな中学校枠、要保護・準要保護世帯枠において応募者がいない場合又はそれぞれの募集枠の募集定員に満たない場合は、その枠を一般枠に振り替えるものとし、その場合の個人負担額は、一般枠と同額とします。

【7】 自己負担等

(1) **自己負担額：最大10万円+(3)の費用**

※要保護・準要保護世帯枠で派遣される者は、以下(3)に掲げる費用のみの自己負担とする。

(村が以下(2)の費用を負担します。ただし児童扶養手当受給者証、要保護・準要保護認定通知書、保護者の住民税非課税証明書等により、要保護・準要保護相当世帯であることが確認できる場合に限りです。)

【自己負担額の内訳】

- (2) ○現地研修費
○渡航手続き代行料
○米国出入国通行税等・入国審査料等
○空港使用料、空港税等
○燃油サーチャージ
- (3) 個人負担
(要保護・準要保護世帯枠の派遣決定者も含め、上記個人負担とは別に以下の費用は全て個人の負担となります。
○パスポート申請費用(有効期限5年の場合は¥11,000・すでに所持している場合は不要)
※20歳未満については、有効期限5ヶ年での作成になります。
○ESTA(ビザ免除プログラム利用時の電子渡航認証システム)申請料 ¥3,300程度
○23kgを超える航空受託手荷物料金
○任意の海外旅行保険料
○準備に關しての個人的出費(スーツケース、カメラ、ホームステイ先へのお土産等)
○電話代、郵便料、個人的な小遣い、お土産にかかる税金
○ホームステイ先での外出中に発生する税、サービス料、入場料、チップ等

【8】 応募方法

- (1) 申込先
以下の必要係書類を添えて恩納村教育委員会 社会教育課 社会教育係に直接申し込むこと。
- (2) 提出書類
- ① 申込書(様式A)写真付(正面脱帽、正服で上半身 縦4.5cm×横3.5cmの写真)・・・1通
※ 申込書は、**本人直筆**により記入すること。
- ② 保護者同意書(様式B)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
- ③ 学校長推薦書(様式C)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
- ④ 英検等の合格を証明する写し・・・・・・・・・・・・・・・・1通
- ⑤ **作文**
テーマ「この事業に参加して得られる経験を通して、あなた自身と恩納村に活かせること」
400字詰原稿用紙(A4サイズ)3枚程度、学校名、学年、氏名を明記し、直筆で作成すること。
※派遣決定後、指定された期日までに指定様式の健康診断書をご提出いただきます。

【9】 募集についての周知・広報について

- (1) 村防災無線・村広報誌・村ホームページ等での広報や、村立中学校へ募集要項等の配付を行う。

【10】 選考と通知

- (1) 社会教育課長、学校教育課長、派遣主任指導主事、派遣指導主事等で組織する選考委員会において、作文、ボランティア活動歴、趣味、賞罰、技芸等を総合的に審査して選考する。
なお必要に応じて、選考委員を追加することがある。
- (2) 選考の結果については、本人及びその保護者へ通知する。
- (3) 派遣決定後、指定された期日までに健康診断書(様式D)を提出すること。

【11】 辞退の報告

- (1) 被派遣者として決定された者が個人的な都合により参加できなくなった場合には、速やかに村教育委員会へ報告すること。その場合、すでに納めた個人負担額の返金は行わないので留意すること。
- (2) 参加者が本人の都合により参加できない旨の通知は、**5月23日(金)まで**とする。

【12】 派遣決定の取り消し

- (1) 派遣の決定後、ESTAの申請資格がないなどの応募資格を満たさない又は応募書類に虚位の記載が判明した場合や、健康診断においてプログラム参加に「支障がある」と診断された場合は、その決定を取り消すことがあるのであらかじめ留意すること。

【13】 派遣後の報告について

- (1) 参加者は、「ホームステイプログラム」の出発から帰国するまでの間、毎日確実に日記を付けること。
- (2) ホームステイプログラムから得られた体験を村内の小学6年生に報告する体験報告会を村内小学校に行うので、必ず参加すること。(村から所属学校長へ宛て、体験報告会への派遣を文書にて依頼します。)うんな中学校枠で派遣された生徒は、うんな中学校の生徒に向けて体験を報告すること。

<お問い合わせ>

恩納村社会教育課 社会教育係
TEL:098-966-1210